

# ドイツ・トリアー選帝侯領における 近代の魔女迫害(下)

—Dr. D・フラーーデに対する魔女裁判と  
“Reichskhündig Exempel”としてのトリアー—

日置雅子

## (四) 16世紀末トリアー大迫害の終息

ムジール処刑簿は1594年をもって終わるが、トリアー地方における16世紀末大迫害期の魔女裁判は、稿末の(表1)に見られるとおり、凡そ2年後の1596年で漸くその終息を迎える。それでは、何故ムジール処刑簿は1594年で終わっているのであろうか。その理由として、本稿の主旨に即して考えれば、それは、D・フラーーデを始めとした魔女裁判に懷疑的な、あるいは領邦君主としての選帝侯の都市支配に抵抗的な市参事会会員の一掃が終了した、という点に求められよう。ムジール処刑簿作成の最大の意図も、迫害者たちが最も影響力を行使しやすい聖マクシミン裁判管区を中心の大迫害を展開させ、それをフラーーデ及びその他の市参事会有力者の裁判に利用するという点にあった。ただ、それと共に、1592年あたりからのムジールの個人的・政治的な立場や魔女裁判をめぐる状況の変化等も併せて考察する必要があろう。

### 1. トリアー選帝侯による魔女裁判抑制措置の開始

先ず、魔女裁判をめぐる状況の変化としては、トリアー選帝侯ヨハン七世が1591年に迫害の規制に乗り出したことである。毒殺の風聞の中で魔女の恐怖に取り付かれたヨハンは、当初は魔女裁判に積極的であった筈である。迫害の急先鋒であった副司教ビンスフェルトの存在も無視し得なかった。しかし、迫害の嵐が1589年から1590年にかけて野火のように広がり、それが選帝侯や聖マクシミン修道院長の権威を以てしても抑えがたいほどの高まりを見せるに至って、治安ないし統治の立場からむしろ由々しきものと認識されるようになった。とりわけ、恐怖や妬みあるいは猜疑

心に駆られた魔女委員会による見境のない摘発や、それに便乗した司直の逸脱的な司法行為、とりわけ被害者やその家族からの金品搾取は、村落を著しく疲弊させたばかりでなく、選帝侯を中心とした領邦内の集権的な司法制度と社会的な安定を脅かしかねない要素を内包し始めていた。従って、選帝侯にとっては、彼に対する暗殺容疑者であったフラーーデを魔女裁判によって抹殺し、更に、領邦君主としての選帝侯の権力下に市参事会を完全に押さえ込む見通しが立ったところで迫害の嵐を止める必要が出てきた。そこで、1591年に入って選帝侯は、これまで半ば野放し状態になっていた魔女裁判を規制する措置に出た。即ち、それまでは各村落地区の魔女委員会が提起した告訴は当該裁判管区の上級法廷でほぼ処理されていたが、今後はすべて都市トリアー管区の上級法廷に移管するように、との司法上の通達を出したのである。選帝侯領全体としては、上大司教領内の問題はトリアーの上級法廷で、下大司教領の問題はコブレンツのそれで扱うよう取り決められた。そこに、選帝侯が目指した司法の一本化、つまり集権的かつ近代的な司法体系への志向が看取される<sup>108)</sup>。(表1)をもう一度見てみると、近郊農村部での処刑例を集録したムジール処刑簿においても、確かに通達が出た翌年の1592年あたりから処刑数は激減する。摘発しうる魔女の数がさすがに減少してきたことにも由るであろうが、1591年の通達の影響であることも否めない。他方、主にトリアー上級法廷での裁判例を保存している裁判記録から見た処刑数も、1591年から直ちに減少している。ただ、トリアーへの移管措置による影響は多少遅れて出始め、その結果1594年と1595年に処刑数が一時的に増加している。

しかし、その一方で、ムジール処刑簿における裁判例が直ちにゼロにならなかつたところに、聖マクシミン裁判管区ないし同修道院が享受してきた自立的な裁判権の強靭さがなお窺えるとも言えよう。

## 2. 魔女裁判に対するムジールの心境

それでは、1594年を以てのムジール処刑簿の終了について、ムジール自身の立場からはどうなことが言えるのであろうか。推測でしかないが、ムジールはある段階から魔女迫害に対する彼の姿勢を微妙に変え始めたものと想定される。事実彼は、数年後の1600年の8月18日に一旦魔女の嫌疑を掛けられた者を無罪放免している<sup>109)</sup>。1590年代の大迫害期のトリアー地方であれば、裁判にかけられた者が無罪になるということは、お

よそ考えられないことであった。その意味で、この無罪放免判決は、多くの魔女裁判に関与したムジールにおいて全く新しい局面である。それが彼の反省ないし後悔からなのか、彼が本来有していた人間性の遅ればせながらの発露なのか定かではないが、魔女裁判に対する姿勢を変えていることは確かである。

また彼は、魔女裁判への深い関与で人々の恨みを買ったためか、1590年から1593年にかけて計8回にわたり、自らのムジール処刑簿の中に魔女の共犯者として告発されている<sup>110)</sup>。このことは、同じく裁判に厳しく関わったピースポルトやオムスドルフの名が一度も告発されなかつことと対照的である。当然ムジールとしては、たとえ彼の名が挙げられたとしても、自らの処刑簿の中でそれを無視ないし削除することは可能であったはずである。それだけに、8回も自らの名前を魔女として記載したことは意味深長である。とりわけ、最初の3件であるNo. 246 (1590.10.20)、No. 202 (1591.3.23) ならびに No. 254 (1592.10.24) は、単に名前だけの告発ではなく、魔女としての具体的な描写まで付されているだけに、重要な意味を有している。No. 246は、フラーデら5人の名前が共犯者リストに載せられている例として既に紹介したが（稿末表3参照）、クラウディウス・ムジールの名もこのリストの中に登場してくる。この時処刑されたアンナ・マイゼンバインス Anna Maisenbeins zu Ruver の証言によれば、ムジールは魔女のサバトで聖マルタン修道院長とどちらが先に踊るかで争った、と言う<sup>111)</sup>。No. 202のタイス・マイヤー Theis Meier zu Lörsch の証言録においても、フラーデ、フィードラー、ロイランドと共にムジールの名が共犯者欄に記載されている。それによれば、聖マクシミン上級法廷のシュルトハイスであったムジールは同様にサバトに現れ、魔女仲間の指導者たちとラテン語やフランス語で話をし、その際彼は少しどもっていた、とかなり具体的に陳べられている<sup>112)</sup>。No. 254のハンス・ヤコブ・マイゼンバイン Hans Jacob Meisenbein zu Ruwer の記録では、ムジールは単に聖マクシミンのシュルトハイスとのみ記されているだけであるが<sup>113)</sup>、但しこのNo. 254は、150名の共犯者リストの中にフラーデら5人の名前を羅列して肅正の半ば完成を誇示した例のリストであった。

以上のように、魔女迫害に対する政治的な立場としては、常に選帝侯や聖マクシミン修道院長の側に立って迫害を遂行し、かつフラーデらの肅正にも協力したムジールであったが、その内面では良心の呵責や葛藤があつ

たのかも知れない。それがいつ頃からかは分からぬが、1590年以降のリストに自らの名を載せ初めているところからすれば、やはり裁判官の一員として親交のあったフラーーデを処刑に追いやった重い事実が、自身にとっては不都合な告発や陳述を敢えてリストに載せる契機の一つとなつたのかも知れない。

このような内面的変化の発露として、1594年にムジールがピースポルトの後任として郡長官の地位に就いたとき、彼は、出来ればこの年を以て彼の管轄領域内の魔女裁判に終止符を打とうとしたのではないだろうか。少なくとも、長官就任後の処刑簿の冒頭にわざわざ “Sub offinatura Claudij Muesiel” と記したのは、それを以てピースポルト前長官の時代とは一線を画そうとする彼なりの意図があったものと考えられる。現に、彼が長官として処刑に立ち会つたのは、No. 291 (1594.5.7) から No. 306 (1594.8.4) の16件であるが、そこでは強要された共犯者数自体がかなり減少しているとともに、僅かな例外があるものの、もはや既に処刑された者の名前までは共犯者として自白させていない<sup>114)</sup>。また、1591年に選帝侯から例の通達が出ている以上、早晚トリアーの上級法廷を無視して魔女裁判を従来通り遂行し続けることは、たとえ聖マクシミン裁判管区であっても難しくなっていた。

### 3. 聖マクシミン修道院長暗殺計画

魔女裁判に終止符を打つにあたって、裁判官ならびに郡長官としての彼の立場から、その前に済ませておくかねばならぬ案件が二つあったと思われる。その一つは、トリアー市参事会の有力者の中で最後に残つたロイランドを有罪に導くため、更なる証言を蓄積することであった。しかし、この問題は、前章で確認したように、1594年7月16日の処刑で解決された。もう一つが、既に1588年以降表面化していた聖マクシミン修道院長R・ビーヴァーに対する一連の暗殺計画であった。

その最初は、1588年8月30日に魔女として逮捕され、同9月3日に処刑されたグレート・コッホス Greth Kochs zu Ruwer が企てた計画である<sup>115)</sup>。彼女の娘婿は製粉職人アンドレス Andres であるが、その関係から、彼女は粉挽き水車小屋の賃借料 Pachtzins の引き上げに怒り、前修道院長マティアス Matthias von Saarburgと共に現修道院長ビーヴァーの毒殺を企てたというものである<sup>116)</sup>。フラーーデに帰せられた選帝侯ヨハンに対する

暗殺計画に引き続いて、同じような毒殺の噂が聖マクシミン修道院長にも立てられたということは極めて興味深い。当然のことながら、フラーーデのような要人ではないグレートは即刻処刑された。二度目の暗殺計画は、司祭 J・ラウ Johann Rauw zu Fell の娘で、1591年9月4日に処刑されたマルグレート・ケプトゲン Margreth Keptgen zu Ruwer-Im Himmelreich のそれである<sup>117)</sup>。彼女の件は、製粉職人の妻で1592年6月6日に処刑されたファイルトゲン・ローファー Feiltgen Rofer zu Ruwer<sup>118)</sup>の裁判の中で述べられている。それに依れば、マルグレートは、迫害者を排除することによって魔女迫害を終わらせるために、修道院長のみならず郡長官ピースポルトとその後任予定者ムジールも暗殺さるべきと陳べたという<sup>119)</sup>。三度目の首謀者は、1592年10月24日150名の共犯者を自供して処刑された、例のH・J・マイゼンバイン Hans Jacob Meisenbein zu Ruwer である<sup>120)</sup>。彼は、更に排除すべき人間として、聖職者が裁判を受けるときに選帝侯の財務官 P・シャネウス Peter Schaneus と共に常に陪席した異端審問官で、同時にトリアーのドミニコ会院長であったヨハン Johann, Dominikanerprior zu Trier の名を挙げていた<sup>121)</sup>。これらルーヴァーを中心とした一連の計画ないし疑惑は、修道院長ビーヴァーと異端審問官ヨハンに支えられた長官ピースポルトとムジールによる情け容赦のない魔女迫害の暴挙に対して、住民の不満が増大していたことを示している。

修道院長ビーヴァーに対する暗殺計画は、ムジールが郡長官に就任した1594年、今度はメルテスドルフ村を中心に、更に新たな一連の自白が登場することによって再燃した。ムジールは、長官としてこの積年の問題に最終的な決着をつけようとしたものと思われる。その結果10名余が逮捕され、裁判記録で確認しうる限りでは8人が処刑された。暗殺計画の発端は今回も賃借料の値上げ問題からのようであるが、同計画の首謀者は、メルテスドルフの二人の荘司タイス Theis とヤコブ Jacob、同じくメルテスドルフの参審員 P・キルステン Peter Kirsten であるとされた。それは、グリュンハウスの借地農ヤコブ Jacob, Hofmann zu Grünhaus の詳細な自白に詳しい<sup>122)</sup>。ムジールが1594年に上級シュルトハイスとして判決を下し、長官として処刑に立ち会った魔女裁判は、彼の処刑簿に依れば計16件、そのうちメルテスドルフのそれが13件、グリュンハウスが2件、オーバーエンメルが1件である。この中で、暗殺計画絡みで処刑されたと想定されるのは、順に No. 292 (1594.5.21) Peter Johans zu Mertesdorf (上記 Meier

Jacob の娘婿の義兄弟)、No. 294 (1594.5.21) Maria zu Mertesdorf (Meier Jacob の娘)、No. 295 (1594.6.7) Theis Vetter zu Mertesdorf (上記 Meier Theis の義兄弟)、No. 296 (1594.6.7) Maria Vetter zu Mertesdorf (Theis Vetter の妻)、No. 297 (1594.6.28) Theis, Meier zu Mertesdorf、No. 298 (1594.6.28) Hans Feilen zu Mertesdorf、No. 300 (1594.8.4) Els Vas zu Mertesdorf、No. 301 (1594.8.4) Theis Kech o. Feilen, Bote zu Mertesdorf、No. 302 (1594.8.4) Appolonia Dietzen zu Mertesdorf、No. 305 (1594.8.4) Jacob, Hofmann zu Grünhaus、No. 306 (1594.8.4) Trein, Hofffrau zu Grünhaus (Jacob の妻)<sup>123)</sup>、と 10 名に及ぶ。

このように、メルテスドルフの二人の荘司を中心に大量の処刑者を出すことによって、ムジールは一連の暗殺計画という深刻な問題に終止符を打った。1591年の二度目の暗殺計画では、彼自身も暗殺の対象に含まれていただけに、他人事ではなかった。もとより、聖マクシミン修道院長に対する暗殺計画なるものが本当にあったのかどうか、については確認のしようがない。しかし、修道院長ビーヴァーに対する賃借料や借地料に関する不満が上層農民層にあったことは確かであり、他方では、魔女迫害に対する危機感が村落内に出始めたことの結果でもある。領主である修道院長の領地経営に対して反抗的な態度を取る荘司や上層農民を排除するために、彼らに暗殺の疑惑をかけたうえで魔女として処刑する。このやり方は、選帝侯による領邦宗主権の強化とその政策にとって不都合なフラーデを同様に毒殺と魔女の嫌疑をかけて抹殺した手法と奇妙に符合している。

## おわりに

16世紀という時代は、キリスト教ヨーロッパの社会にとっては、いわば黙示論的・終末論的な世紀でもあった。そのような時代の世紀末にトリアー・モーゼル地方で吹き荒れた魔女裁判の嵐は、とりわけ社会的に高い地位にあった男性を魔女の名の下に抹殺した Dr. フラーデ事件の故に、まさしく終末的な衝撃を以て全ドイツに受け止められたに違いない。同時代の史料において、“Reichskhündig Exempel”と記された所以である。

本稿では、このフラーデ裁判の実相を、従来政治的な魔女裁判の範疇から捉えられながらも、なお看過されてきた側面、即ち、近代に入って領邦君主化するトリアー選帝侯の宗主権の強化に対して、相対的に弱体化しつつあった「自治都市」トリアーの最後の抵抗という図式の中で、その両勢

力の象徴的存在としてのフラーーデに対して向けられた政治的魔女裁判という文脈で究明してきた。もとより、この政治的意図は単純なものではなく、個々の権力や諸個人の思惑が錯綜する複雑な様相を呈した。選帝侯ヨハン七世や副司教 P・ビンスフェルトのフラーーデ裁判に対する姿勢は微妙に異なっていたのであり、少なくともビンスフェルト自身には、市参事会に対する権力闘争といった認識は余りなかった筈である。峻厳なカトリック聖職者としての彼にとって重要であったのは、何よりも「悪魔と結託した魔女」の撲滅であり、市参事会への牽制があったとしても、それは目的ではなくあくまでも手段に過ぎなかった。また、選帝侯と市参事会との間で、フラーーデ自身の政治的境位も極めて複雑なものであった。もともとフラーーデは、トリアー市参事会の本来の一員というより、選帝侯による市参事会支配の要として送り込まれてきた人物である。トリアーの宗教改革運動を押さえ込むにあたっても、あるいはまた、帝国直属権を得て選帝侯の支配から完全に自立化しようとした都市トリアーの動きを封じ込めるに際しても、常に選帝侯の側に立って都市を牽制したのはフラーーデであった。その彼の立場が微妙に変わるとすれば、それは、彼がその功の故に選帝侯代理として都市行政の頂点に立った時である。彼は、選帝侯の領邦権力といわゆる中世都市トリアーの自治権との均衡的な狭間にあって、双方の要の役割を果たすことになった。この政治的な均衡を破って、フラーーデを政治的・社会的な破滅へと導いたのが、魔女裁判に対する彼の懷疑的姿勢であった。それは、単にフラーーデの個人的な失脚に留まらず、選帝侯やビンスフェルトにとって政治的に不都合な市参事会会員はすべて魔女の名の下に排除するという方向に突き進んだ。この時期に展開したトリアー地方での大迫害、とりわけ聖マクシミン裁判管区でのそれは、直接的な原因は何であれ、究極的には領邦権力の方向で最大限に利用されたと称してよい。その結果、市参事会という自治組織とその機能は完全に形骸化し、「領邦君主の市参事会」という近代初頭の都市組織に変貌していくのである。

ところで、トリアーの魔女迫害は、当時の人々に与えた衝撃の深さの故に、単にトリアー選帝侯領内の、それも政治的な抗争の手段としての魔女裁判という範疇だけでは捉えられない全ドイツ的な意味を有していた。換言すれば、トリアーの事例は、以下の点でドイツにおけるその後の大迫害の範例となつたと言える。先ず第一には、16世紀までの迫害としては、トリアーの魔女迫害はドイツ語圏で質量ともに最初の大迫害であったとい

う事実である。もとより量だけで言えば、1590年代のロートリンゲンでも凡そ900名が犠牲になったという事実があるが<sup>124)</sup>、以下に挙げていく理由の故に、それが典型と見なされることはなかった。第二に、フラーーデ裁判が典型的に示したように、社会的地位の高い人間であっても魔女として火刑の対象になりうる、という事実の社会的認知である。その背景には、農奴解放とそれに伴う農民分解の進行の中で中世の社会的・身分的装置が崩壊し始めている現実があった。加えて、宗教改革の展開によって、神の前の自由平等が法の前のそれを標榜する意識の変革も進んでいた。その過程で、下層階級の急速な社会的上昇と身分的平準化が進行するが、同時にそれは、「ギロチンの前での市民の平等」<sup>125)</sup>という結果ももたらしたのである。第三は、上記の社会的側面に関連して、近代化の中で領邦君主の側に立って政治的・経済的に上昇していく者に対する民衆の妬みが、女性ばかりでなく、男性に対しても多く向けられたということである。都市では、フラーーデのように市参事会の有力者となっていく者に対してであり、それ以上に激しかったのは、農村部における上昇農民に対する嫉妬と反感の感情であった。トリアー近郊農村では、荘司 Meier が魔女ないしはその共犯者として告発される例が頻発するが、彼らは、莊園領主の手足となって農民を管理する富農層であった。当初は彼らの妻や娘達が被害の対象になつたが、迫害が加熱化するにつれて、農民大衆の攻撃は当の男性達にも及び、しかも、男性が男性を魔女として密告するという事態にまで発展していったのである。第四は、トリアー副司教ビンスフェルトとコルネリウス・ロースとの間で展開された魔女論争である。最終的にロースが異端とされたことによって、魔女論に関するビンスフェルトの偏向的解釈が絶大な威力を持つこととなった。とりわけ、子どもによる魔女告発の正当化によって、潜在的な密告を拡大させた意味は大きい。最後に、選帝侯領トリアーの大迫害とビンスフェルトの魔女論争は、帝国においてカトリックが魔女迫害の主導権を握る発端となったことである。17世紀にはいいると、カトリック地帯でも魔女迫害の狼煙が上がり、それは、それまで魔女狩りの嵐から比較的よく護られていた、かのケルン選帝侯領(1627–1630)やマインツ選帝侯領(1611–1626)でも例外ではなかった。多くの版を重ねたビンスフェルトの魔女論とトリアーの判例は、17世紀前半の更に大規模な迫害への引き金となり、それに理論的骨格を付与した。その意味でトリアーの事例は、魔女裁判の全ドイツ的な範例としての意味を有したのであった<sup>126)</sup>。

最後に断っておかねばならないのは、本研究において当初考えていた魔女裁判のジェンダー的側面からの解明という点については、残念ながら別稿に譲らざるを得ないということである。従って、ここでは取りあえず、今後の研究への見通しを述べて本稿を終えたい。

近代初頭における魔女裁判は、「悪魔と契約を結んだ魔女」という新しい魔女観のもとに、「生かしておいてはならない」存在として、魔女と目される女性を次々に火刑台に送り込んだ。その背景には、女性に対する謂われのない偏見と憎悪があったことは確かである。魔術というものがまだ信じられていた時代において、王侯君主の宮廷などに伺候していた男性の魔術師たちが被害に遭うということは殆ど無かった。迫害に遭ったのは、市井の女魔術師であり、しかも、迫害が拡大するにつれて、その大半は無実の一般の女性たちであった。その根底には、古代社会からの女性蔑視があるが、キリスト教化された社会にあっては、それに宗教的な偏見と憎悪が加わる。キリスト教は、一方では「神の前には男も女もない」というキリスト教的フェミニズム観を持ちながら、他方ではアダムとイヴの挿話に象徴されるように、「女は男を誘惑するもの」という男性側からのステレオタイプな偏見をユダヤ教の段階から有していた。但し、その限りにおいては、洋の東西を問わず、どの社会においても見られる蔑視と偏見であった。

それが、近代初頭において、魔女裁判という形で凄惨な女性迫害に発展した背景には、本稿でも述べてきたように、中世から近代への移行期における男性社会の変化があった。中世的な身分秩序が崩壊していくとともに、農民分解の中で上昇していく一握りの富農たち（自由土地保有農）と、法的には自由になったものの経済的にはこれまでの農奴の状態に取り残された大半の貧しい農民たち（慣習土地保有農）、そして、自由と引き替えに保護を失って農奴以下の、もはや保有地さえ保証されない日雇い農に零落していく極貧の農民たち（零細農）。他方、都市においても、中世後半の過程で、自由の中の「新しい不自由」の発生、大市民と小市民への二極化の中で進行する格差社会の拡大、延いては15世紀に入ると大衆的貧困化現象の到来、という諸問題を抱えていた。このような厳しい状況に直面し、それを自覚的に認識していったのは男性たちであった。この、変革を求めるされた男性社会の中での男性たちの極度の精神的緊張の発露ないし爆発が、社会的ヒステリー現象としての魔女迫害である。確かに、魔女裁判が

横行していく過程では、女による女の密告という形が通例であった。しかも、この「女」には「悪しき」という形容詞が暗黙のうちに冠されている。かの、無実な魔女を擁護したケルンのH・ヴァインスベルグさえ、彼の手記の中で「私は、多くの悪しき女たちが疑い深く、妬み深く、強情で、卑猥で有害な女たちであることを知っている。」と述べている。これもまた、同様にステレオタイプな女性観であるが、女性をして裏でこのような言動に駆り立てたのは、他ならぬ男性たちであった。魔女としての攻撃の対象も、その多くが最初から男性であったとも言えよう。ただ、当初は隠された攻撃対象であったに過ぎない。即ち、男性が男性を攻撃対象とするとき、通例は、先ずその妻と娘とをやり玉に挙げるのである。逮捕された妻や娘を取り返そうとすれば、法外な保釈金を要求されて、それだけで大抵の男性は破産して社会的に破滅する。処刑された場合は、魔女の夫ないし父親として、早晚処刑台が待っていた。このような悲惨な状況を煽った魔女委員会やそれと結託した役人、裁判官といった人々も、その殆どが男性であったはずである。況や、『魔女の鉄槌』を始めとして、恐るべき魔女論を開いたのも男性たちであった。その意味では、近代の魔女迫害の一側面は、女性を手段としてスケープゴートにした、男性による男性のための巨大で組織的な抑圧装置であった。

トリアーにおいてもそれは例外ではなく、むしろ、ジェンダー的な側面においてもその範例を与えたと称してよい。上に述べたような状況は、「ムジール処刑簿」や各種裁判記録の中で枚挙にいとまがない。また、Dr. フラーデのような政治家を有罪に追い込んだ手段も、この時代では何人も否定できない「魔女との結託」であり、より具体的には、悪魔の化身とされた「女性との情交」に求められた。ここにもまた、男性が男性を失脚させる手段として、女性もしくは女性性が利用される現実があった。

16世紀末のトリアー大迫害の段階では、なお女性が専ら受け身的な被害者として存在していた。しかしながら同時に、新しい兆候も見受けられ始める。即ち、「新しい女性」の出現である。社会への女性の進出が多様化し始めることによって、あるいはそれまでの女性には許されなかつた言動を取ることによって、そのような女性たちは当然のことながら男性社会から激しい攻撃を受けることになる。その場合もまた、彼女たちに魔女の烙印を押して抹殺するというやり方が取られた。先ずは従来の産婆や女医という職業に携わる女性たちが攻撃の対象になったが、トリアー地方でも

## ドイツ・トリアー選帝侯領における近代の魔女迫害(下)

産婆の処刑例は各管区で散見される。それ以上に興味深い例は、先に述べた聖マクシミン修道院長に対する暗殺計画の首謀者達の中にも見られる。例えば、最初に処刑されたグレート・コッホスは、領主である修道院長の製粉小屋の賃借料引き上げに反対して暗殺を企てたとされているが、暗殺計画はともかくとして、領主の抑圧ないし封建反動に抵抗して処刑される女性が出てくるというところに、経済力を蓄えて自ら自己主張を始める女性の出現の端緒が窺える。また、二度目の暗殺計画者で1591年に処刑されたマルグレート・ケプトゲンは、魔女迫害を終わらせるために、迫害の首謀者である修道院長その他を暗殺せんと立ち上がったと言う。トリアー地方のこの時期の魔女裁判で、迫害に対して昂然と抵抗した女性の最初の希有な事例の一つであった。

17世紀の大迫害では、このような女性たちや、あるいは、度重なる拷問に耐えて毅然として処刑台に臨む女性の姿が見られるようになる。トリアーの魔女裁判の例には、最初に挙げたネガティブな範例と共に、このようにポジティブな魔女の範例となるものが既に多々存在していたものと思われるが、その検証は別稿に待ちたい。

(完)

(本稿は平成15-17年度科学研究費補助金・基盤研究(B) (一般) (代表日置雅子) の研究成果の一部である。)

### 注

- 108) G. Franz, Hexenverfolgung im Kurfürstentum Trier, S. 23.
- 109) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 71\*.
- 110) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 246 (1590.10.20), S. 231, No. 202 (1591.3.23), S. 172, No. 254 (1592.10.24), S. 240, No. 255 (1592.11.19), S. 246, No. 260 (1592.11.28), S. 252, No. 261 (1592.12.28), S. 256, No. 263 (1593.1.16), S. 258, No. 271 (1593.9.11), S. 266.
- 111) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 246, 62番, S. 231.
- 112) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 202, 47番, S. 172.
- 113) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 254, 11番, S. 240.
- 114) Vgl., Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 291-306, S. 280-288.
- 115) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 69, S. 51f.

- 116) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 55\*f.
- 117) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 250, S. 236f.
- 118) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 232, S. 215f.
- 119) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 56\*f.
- 120) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, No. 254, S. 240-244.
- 121) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 57\*.
- 122) Trierer Hexenprozesse Bd. II, S. 58ff\*.
- 123) Trierer Hexenprozesse Bd. II, Musiel-Register, S. 280-288. Vgl., LHAKO 211, Nr. 2283, 2284, 2287, 2288, 2289, 2291, 2292 u. 2294.
- 124) W. Behringer, Reichskhündig Exempel, S. 436.
- 125) W. Behringer, Reichskhündig Exempel, S. 443.
- 126) Vgl., W. Behringer, Reichskhündig Exempel, S. 446f.

表1 16世紀後半のトリアー地方における年次処刑数（概数）

西暦年次	ムジール処刑簿における処刑数			裁判記録から見た処刑数(概数)		
	総数	女性件数	男性件数	総数	女性件数	男性件数
1572年				1	1	0
1582				1	1	0
1586	2	2	0	1	1	0
1587	17	14	3	11	10	1
1588	56	49	7	17	16	1
1589	59	48	11	21	16	5
1590	49	26	23	24	11	13
1591	41	29	12	7	3	4
1592	24	14	10	7	6	1
1593	28	19	9	5	5	0
1594	16	10	6	17	10	7
1595				13	9	4
1596				2	1	1
?	9	5	4			
計	306件	221	85	127件	90	37

注：ムジール・リストに挙げられている処刑例と伝承されている裁判記録（記録片も含む）から知られる処刑例には、同一例も含まれる。

ドイツ・トリアー選帝侯領における近代の魔女迫害(下)

表2 ムジール処刑簿における被処刑者の出身地と処刑数

裁判管区	上級法廷所在地		村落名	
St. Maximin	St.Maximin	1		
	Fell	19	Longuich	46
			Kenn	26
			Mertesdorf	23
			Kirsch	16
			Loersch	14
			Riol	11
			Schoenberg	6
			Issel	4
			Lorscheid	3
			Wellscheid	2
			Gruenhaus	2
			Fastrau	2
			Meiroth	1
	Detzem	17	Breit	11
			Naurath	11
			Buedlich	9
			Poelich	1
			Neukirchen	1
	Oberemmel	29		
Saarburg	Benrater-Hof		Pellingen	3
			Baldringen	2
			Lampaden	2
			Hentern	2
			Niedersehr	1
			Paschel	1
Pfalzel	Pfalzel	4		
	Schweich	2	Mehring	2
	St.Matthias		St.Medard	1
	Waldrach		Kasel	1
St. Paulin	Ruwer	22		
Grimburg	Grimburg	2	Bescheid	1
		96		205

注：数字は当該地における処刑数を示す。

表3 Dr. フラーデ並びに市参事会関係者の告発例 (於ムジール処刑簿)

資料No.	性別	処刑者の出身地	処刑年	告発数	Flade ('89.9)	Behr ('90.3)	Fiedler ('91.10)	Kesten ('92)	Reulant ('94.7)
[005]	女	Ruwer	1587.12.30	2	× 1			× 2	
023	女	St.Medard	1588. 1. 4	33	× 24				
037	女	Kasel	1588. 3.19	15	× 1				
035	女	Pfalzel	1588. 3.26	9	× 3				
036	女	Pfalzel	1588. 3.26	17				11	
061	女	Fell	1588. 8.20	13	× 3				
068	女	Ruwer	1588. 9. 3	24	× 2				
099	女	Longuich	1589. 3.11	29	× 6				
100	男	Longuich	1589. 4.22	56	× 19				
104	女	Longuich	1589. 4.28	30	× 11				
108	男	Fell	1589. 5.19	31	× 1				
149	男	Oberemmel	1590. 4. 7	60	× 1	× 2	× 3	4	
156	女	Oberemmel	1590. 4.14	44		× 28		× 27	
160	女	Ruwer	1590. 5.15	13	× 1	× 2	× 3	× 4	
162	男	Oberemmel	1590. 5.28	25			× 1		
247	男	Ruwer	1590. 7. 3	65	× 1	× 2	× 4	× 3	5
248	女	Ruwer	1590. 7. 3	29	× 28	× 29			
172	男	Longuich	1590. 8.17	28	× 1		× 2	× 3	
173	男	Kirsch	1590. 8.17	58	× 1	× 2	× 3		× 4
175	男	Oberemmel	1590. 8.23	13			× 12		
245	男	Ruwer	1590.10.20	33	× 8		× 29	× 9	
246	女	Ruwer	1590.10.20	91	× 36	× 37	× 48	× 38	× 45
185	男	Kenn	1590.11.17	16				× 15	
186	男	Kenn	1590.11.23	32	× 1	× 2	× 4	× 3	
187	男	Kenn	1590.11.23	40	× 1	× 2	× 25		
190	男	Fell	1590.12.10	25	× 1			× 2	× 3
191	男	Longuich	1590.12.10	55				× 10	9
192	男	Kenn	1590.12.10	23	× 1		× 2	× 4	
193	女	Kenn	1590.12.10	23					21
194	男	Riol	1591. 2.16	19					× 2
202	男	Lörsch	1591. 3.23	48	× 1		× 2		× 3
203	女	Kirsch	1591. 3.23	27	× 1				× 2

ドイツ・トリアー選帝侯領における近代の魔女迫害(下)

205	女	Longuich	1591. 7.12	67					23
212	男	Longuich	1591. 7.20	38	× 12	× 13	× 14	× 16	× 111
213	女	Longuich	1591. 7.20	116					×
215	女	Longuich	1591. 7.20	43					×
216	女	Kirsch	1591. 8. 1	19					17
217	女	Kirsch	1591. 8. 1	81				× 74	× 73
220	男	Ruwer	1591. 8.14	26			× 21	× 26	× 23
249	男	Mertesdorf	1591. 9. 4	25			×	×	2
222	女	Kirsch	1591. 9.25	135			× 107	× 108	× 106
225	男女	Longuich	1591. 9.25	30	×	1	×	×	23
226	女	Longuich	1591. 9.25	35			×		×
234	男	Fell	1592. 6.13	20	×	3			33
239	女	Mertesdorf	1592. 6.20	53					×
243	女	Issel	1592. 7.11	21				×	18
252	女	Longuich	1592.10.24	30			×	1	4
254	男	Ruwer	1592.10.24	150	×	1	×	3	×
255	男	Longuich	1592.11.19	42					23
256	男	Longuich	1592.11.19	49					42
260	男	Longuich	1592.11.28	122					37
261	男	Kirsch	1592.12.28	33					24
262	男	Fastrau	1592.12.28	19					12
263	男	Longuich	1593. 1.16	57					24
267	女	Kirsch	1593. 8.28	42					9
272	男	Kenn	1593. 9.11	30					4
273	女	Kenn	1593. 9.11	28					10
277	女	Kenn	1593. 9.18	9					5
295	男	Mertesdorf	1594. 6. 7	11					6
297	男	Mertesdorf	1594. 6.28	13					12
299	女	Mertesdorf	1594. 6.28	20					17
計61名					28回	11回	19回	23回	33回
(女29名) (男32名)					(女12) (男16)	(女4) (男7)	(女3) (男16)	(女9) (男14)	(女16) (男17)

注1：資料No.については、時系列に並べ直したため順不同。

2：人名下の( )内の数字は没年。

3：[× 1] の [×] は処刑された印、番号は告発ないし密告リスト中の順位を示す。

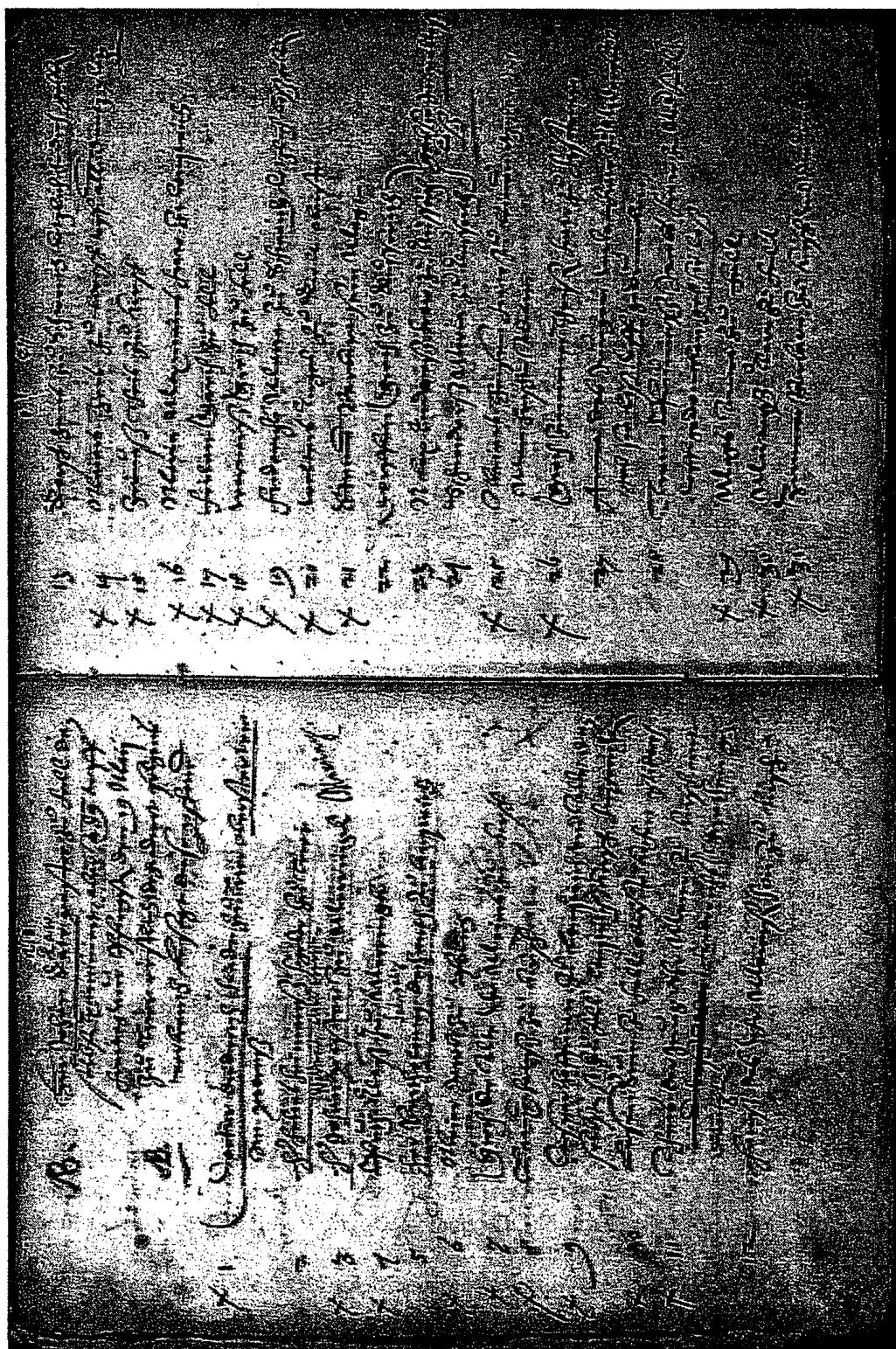


図1 クラウディウス・ムジールの処刑簿 (pp. 210-211)

Rita Voltmer und Karl Weisenstein (Bearb.), *Das Hexenregister des Claudius Musiel*, Trier 1996, S. 73\*.

ドイツ・トリアー選帝侯領における近代の魔女迫害(下)

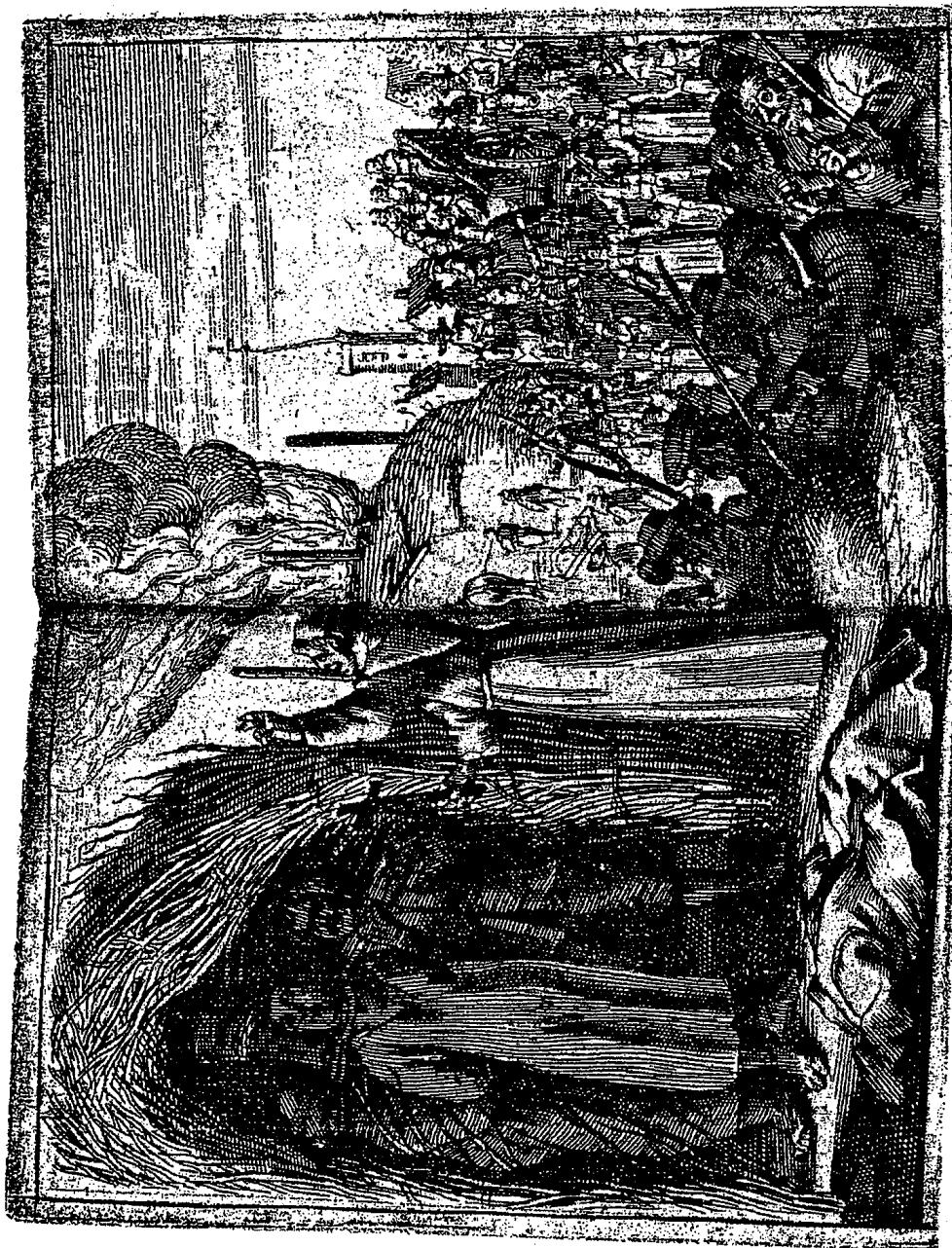
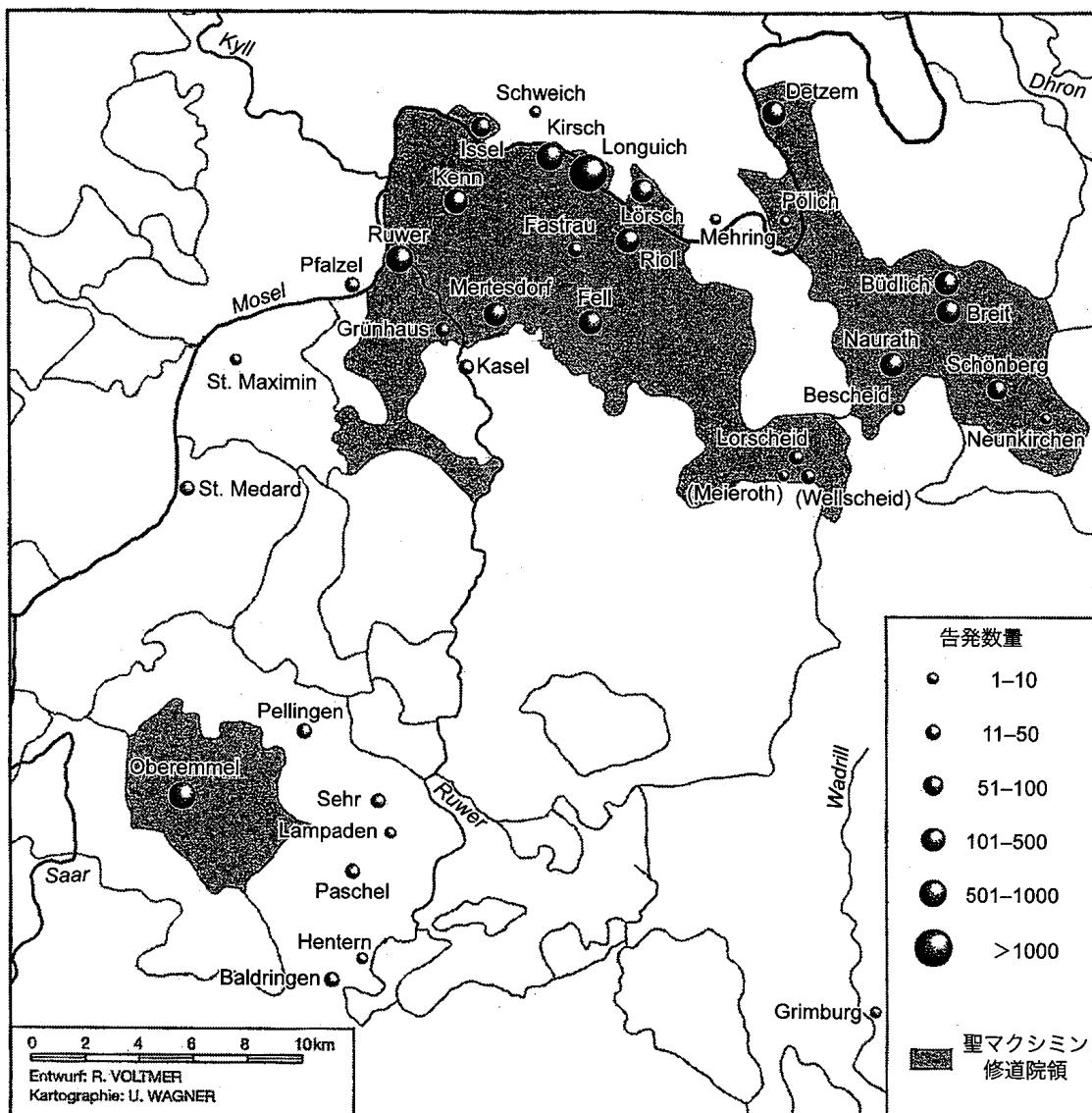


図2 トリアー地方でよく見られた藁小屋での魔女の火刑  
1632年の“Cautio Criminalis” von Friedrich Spee の銅版画挿絵から：Rita Voltmer und Karl Weisenstein (Bearb.), *Das Hexenregister des Claudius Musiel*, Trier 1996, S. 49\*.



地図 ムジール処刑簿における地域別告発者数

Rita Voltmer und Karl Weisenstein (Bearb.), *Das Hexenregister des Claudius Musiel*, Trier 1996, Karte 3.

## Die Kurtrierer Hexenverfolgung in der frühen Neuzeit

Masako HIOKI

### Zusammenfassung

In der europäischen Geschichte gab es die Zeit der Hexenverfolgung, die zwar auch ein Phänomen seit dem Mittelalter war, aber in der frühen Neuzeit, insbesondere am Ende des 16. Jahrhunderts und in der ersten Hälfte des 17. Jahrhunderts als eine große Welle aufgetreten ist. Fast überall in den Dörfern und in den Städten wurden viele Menschen, meistens Frauen, unter falschen Verdacht als Hexen hingerichtet und verbrannt.

Auch in Deutschland war es natürlich nicht Ausnahme, wo sich die Verfolgungen vielmehr entschieden mehr, länger und grausamer entwickelten. Eines der frühesten Beispiele vor 1600 war das Kurfürstentum in Trier. Extra zwischen 1586 und 1594 verlief die erste Welle der peinlichen Hexenprozesse. In diesem Sturm passierte das Ereignis von Dr. Diedrich Flade, der als Statthalter des Kurfürsten und Schultheiß in Trier die höchste Stelle in der Trierer städtischen Verwaltung hatte. Er kam doch wegen der Denuntiation in Verdacht als Hexe und wurde zum Ende des Prozesses hingerichtet. Das Gerücht seines Prozesses und der Trierer Hexenverfolgung verbreitete sich sensationell im ganzen Reich, so dass man den Fall in Trier als "Reichskhündig Exempel" nannte.

Es handelt sich in diesem Aufsatz um die politisch-sozialen Hintergründe dieses Prozesses von Dr. Flade. Darin habe ich die politische Auseinandersetzung zwischen dem Stadtrat und dem Domdekanat gesehen. Dr. Flade und der Stadtrat waren der Meinung gegen die Hexenverfolgung. Dazu noch soll die Bedeutung seines Prozesses von der Seite der Hexenverfolgung selbst suchen.